令和７年度事業概要
（女性支援のあゆみ）

島根県女性相談センター

【ホームページ公開用】

目　次

Ⅰ　島根県女性相談センターの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅱ　女性支援の流れ ・・・ 5

Ⅲ　配偶者暴力防止法のしくみ【島根県版】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

Ⅳ　業務の概要 ・・ 7

Ⅴ　相談の状況 ・・ 9

1 相談件数の推移 ・・ 9

2 相談の状況 ・・・ １０

(1) 主訴別相談件数 ・・・ １０

(2) 窓口別相談受付件数・・・ １２

(3) 年齢別相談件数・・ １２

(4) 職業別相談件数・・ １２

(5) 経路別受付状況・・ １２

(6) 相談処理状況・・・ １３

(7) 市町村別相談状況・・・ １３

(8) 法律相談の状況 ・・・ １３

(9) 心理面接の状況 ・・・ １４

3 配偶者暴力に係る相談状況（再掲） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

(1) 相談件数 ・・・ １５

①　窓口別相談受付件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

②　被害者の年齢別相談件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

③　加害者との関係別相談件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

(2) 保護命令申立てに関し裁判所から書面提出を求められた件数 ・・・・・・・・・・・・・ １６

(3) 保護命令申立てに関し裁判所から更なる説明を求められた件数 ・・・・・・・・・・・ １６

(4) 配偶者暴力発見者からの通報を受けた件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

4 性暴力被害者に対する支援状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７

Ⅵ　一時保護業務の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８

１ 一時保護件数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８

Ⅶ　啓発・連携・研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９

１　出前講座・各種研修への講師派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９

２　広報・啓発活動・・・ ２０

３　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２１

４　女性相談支援員等の研修及び会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２２

島根県女性福祉協会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３

Ⅰ　島根県女性相談センターの概要

１　所在地

島根県女性相談センター

島根県松江市北田町４８－１

TEL　0852（25）8161

FAX　0852（25）8163

相談専用ダイヤル　0852（25）8071

「たんぽぽ」相談ダイヤル（性暴力被害者支援センター）

0852（25）3010

島根県女性相談センター西部分室　（愛称：「あすてらす女性相談室」）

島根県大田市大田町大田イ２３６－４

TEL　0854（84）5591

FAX　0854（84）5662

相談専用ダイヤル　0854（84）5661

２　沿　革

昭和３１年　５月２４日　売春防止法成立、婦人相談員設置

【女性相談支援員（旧婦人相談員・旧女性相談員）の設置状況】　（参考）

年度	S31～	S37～	S４０	S４１	S42～	S48～	H13～	H15～	H19～	H22～	H25～	H27～
人数	３	４	５	７	６	７	８	９	１０	１１	１２	１１

昭和３２年　４月　１日　売春防止法施行とともに、松江市内中原町の島根県社会福祉会館内に島根県婦人相談所設置

１０月３１日　島根県売春防止法対策本部設置

昭和３３年　２月１１日　松江市北堀町赤山（現：明々庵）に婦人相談所を移転、一時保護所を附設
県内の特飲店総廃業（従業婦１４４名）

３月２０日　要保護女子の保護更生のため「島根県婦人更生資金貸付要綱」を制定

５月１０日　婦人保護施設「新生苑」を併設

昭和３９年１２月２４日　松江市内中原町の松江家政学院跡地に婦人相談所及び婦人保護施設を移転

昭和４８年　「島根県婦人更生資金貸付要綱」を廃止

昭和５２年　９月　１日　中国地方で初めての婦人相談ダイヤル開設

昭和６２年１２月　２日　売春防止法施行３０周年並びに島根県婦人相談所開設３０周年記念式典を挙行

平成　６年　４月　１日　「島根県婦人相談所」を「島根県女性相談センター」に改称
婦人相談員を県福祉事務所駐在から県福祉事務所所属非常勤嘱託とする

平成１１年　４月　１日　大田市大田町の島根県立女性総合センター（現：男女共同参画センター）「あすてらす」内に新築移転と同時に「婦人相談員」を「女性相談員」に改称。女性相談センターの移転に伴い、婦人保護施設「新生苑」を廃止

平成１３年　４月１３日　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）公布

１０月１３日　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部施行

平成１４年　４月　１日　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行
島根県女性相談センターに「配偶者暴力相談支援センター」機能を附設
業務開始

平成１５年　４月　１日　島根県女性相談業務実施要領施行

平成１６年　６月　２日　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法公布

平成１６年１２月　２日　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法施行（第１次改正）

平成１６年１２月　７日　「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護等の対応が業務となる

平成１７年	４月　１日	女性相談の窓口が県福祉事務所から児童相談所に移管され、５か所の児童相談所の窓口で業務開始
	６月　１日	「島根県ステップハウス提供事業実施要項」を制定
	７月	「島根県ＤＶ対策基本計画」策定（計画期間：平成１７年度から３年間）
平成１８年	３月２４日	「配偶者暴力被害者緊急避難支援事業実施要綱」を制定
	４月　１日	県東部の相談体制の充実を図るため、松江市に女性相談センターを設置するとともに、西部地域の対応のため大田市のセンターを女性相談センター西部分室（愛称「あすてらす女性相談室」）として存置
	５月　６日	女性相談センターの土曜日、日曜日（祝日、年末年始を除く）の電話相談を開始
	９月２２日	女性相談センター（松江）一時保護所運営開始
平成１９年	７月１１日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法公布
平成２０年	１月１１日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法施行（第２次改正）
	３月	「島根県ＤＶ対策基本計画」改定（計画期間：平成２０年度から３年間）
	３月２１日	「配偶者からの暴力被害者自立支援金貸付規則」を制定
	１０月　１日	「女性相談専門的通訳ボランティア事業実施要綱」を制定
平成２３年	３月	「島根県 DV 対策基本計画」第２次改定（計画期間：平成２３年度から５年間）
	４月　１日	「一時保護所入所者同伴児童等に対する学習支援実施要領」を制定
平成２５年	１月１６日	「聴覚障がいを有する相談者に対するコミュニケーション支援について」を制定
	７月　３日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正法公布
	１０月　３日	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正法施行（婦相の支援）
平成２６年	１月　３日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正法施行（第３次改正）
	４月　１日	「配偶者暴力被害者緊急避難支援事業実施要綱」を改正
平成２７年	３月２３日	性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」開設 性暴力被害者支援に特化した相談専用電話（たんぽぽ相談ダイヤル）を女性相談センター（松江）に設置。
平成２８年	２月２９日	島根県女性相談センター新築移転
	３月	「島根県ＤＶ対策基本計画」第３次改定（計画期間：平成２８年度から５年間）
令和　２年	４月　１日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正法施行（第４次改正）
令和　３年	３月	「島根県 DV 対策基本計画」第４次改定（計画期間：令和３年度から５年間）
	１０月	たんぽぽ相談ダイヤルの相談時間を２４時間、３６５日対応に変更
令和　４年	４月	一般社団法人しまね性暴力被害者支援センター「さひめ」にオンコール業務を委託
令和　４年	５月２５日	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布
令和　４年	６月	「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（ＡＶ出演被害防止・救済法）」公布施行
令和　５年	６月	「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態等処罰法）」公布。同年７月から施行
令和　６年	３月	「島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定（計画期間：令和６年度から５年間）
令和　６年	４月　１日	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正法施行（第５次改正）

3　職員構成

（令和7年5月1日現在）

事務所	所長	分室長	企画幹	相談支援課長	相談支援担当職員	心理的支援職員	非常勤職員							合計
							女性相談支援員	事務職員	調理員	生活援助員	学習支援員	保育支援員	医師	
センター	1		1	1	2	1	4	1	1	4	2	1	1(1)	20(1)
西部分室		1			2		2		1	4	2	1	1(1)	14(1)
計	1	1	1	1	4	1	6	1	2	8	4	2	2(2)	34(2)

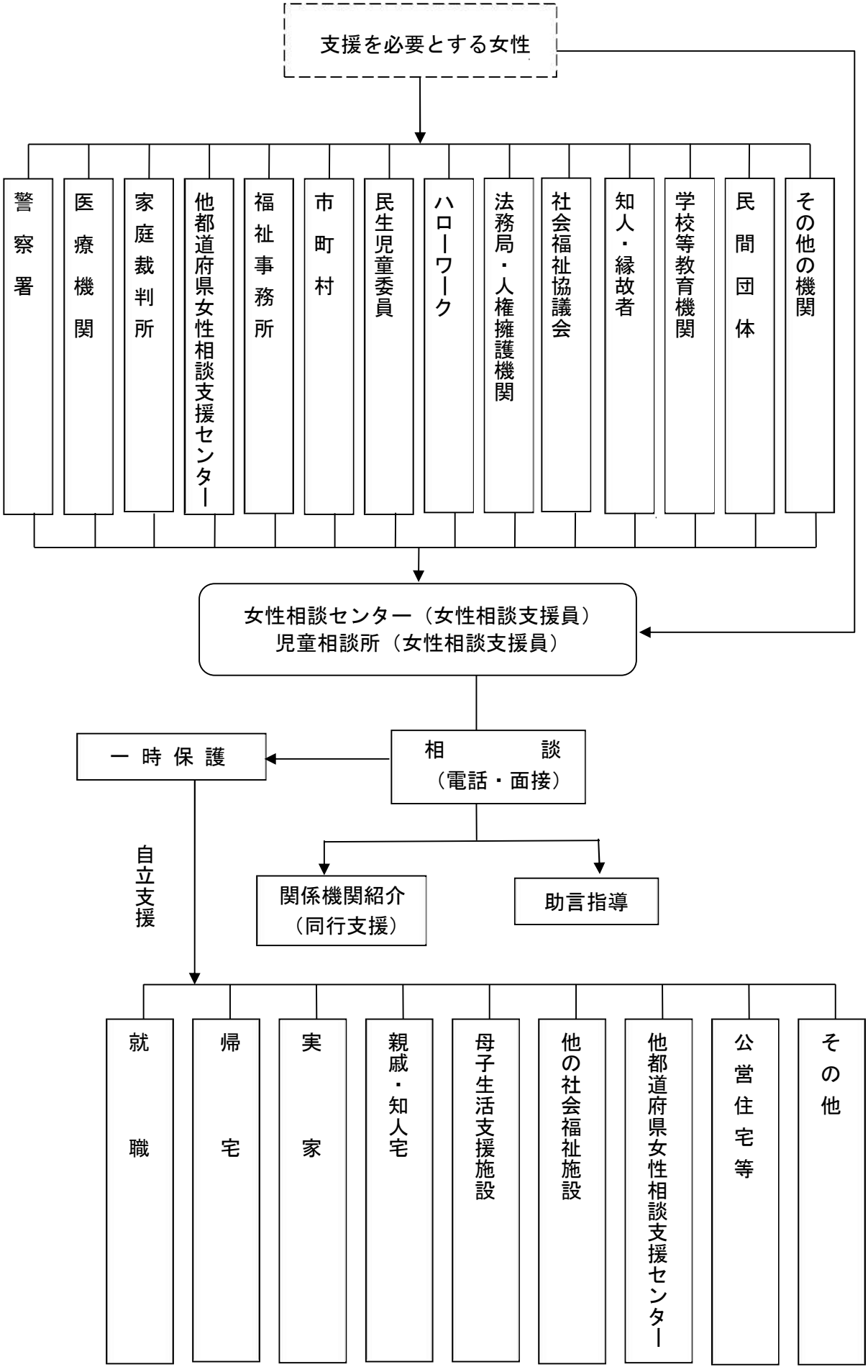
（ ）内は兼務で内数

4　女性相談支援員

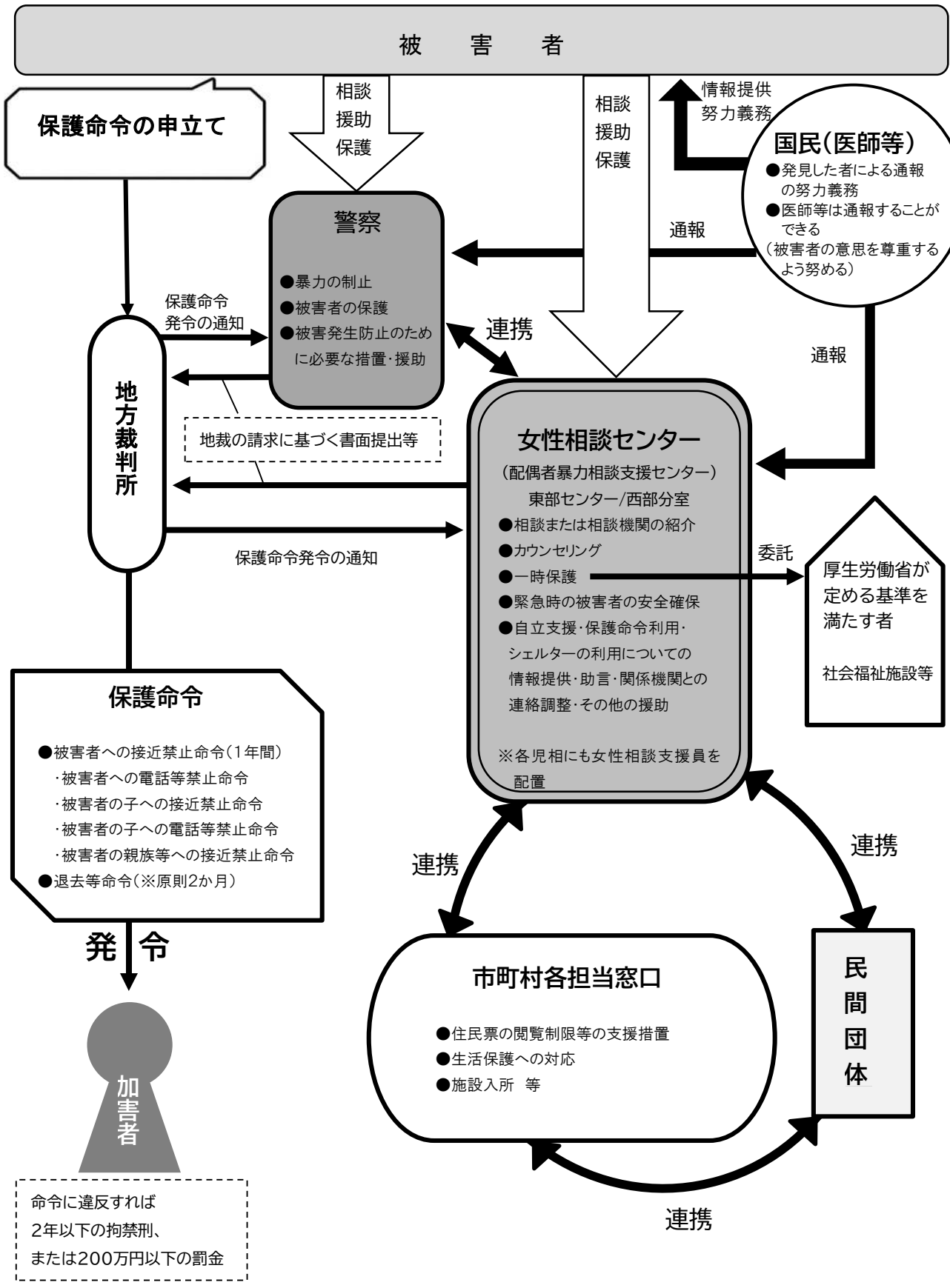
女性相談センター、女性相談センター西部分室のほかに、県内４か所の児童相談所に女性相談支援員を配置している。

所属・配置人数	所在地・電話	相談日・相談時間
女性相談センター ４名	松江市北田町 48-1 相談ダイヤル：0852-25-8071	電話相談： 月～金　8：30～17：00 土・日　8：30～12：00、 13：00～17：00 面接相談：月～金 8：30～17：00 （いずれも祝日、休日、年末年始を除く）
	性暴力被害者支援センターたんぽぽ 相談ダイヤル：0852-25-3010	電話相談：月～金 8：30～17：15 上記時間外と土日、祝日、休日、年末年始はコールセンターで対応
女性相談センター 西部分室 ２名	大田市大田町大田イ 236－4 島根県立男女共同参画センター内 相談ダイヤル：0854-84-5661	月～金　8：30～17：00 （祝日、休日、年末年始を除く）
出雲児童相談所 ２名（兼務）	出雲市小山町 70 相談ダイヤル：0853-21-8789	
浜田児童相談所 １名（兼務）	浜田市上府町イ 2591 相談ダイヤル：0855-28-3434	
益田児童相談所 １名（兼務）	益田市高津 4-7-47 相談ダイヤル：0856-31-1886	
中央児童相談所 隠岐相談室 １名（兼務）	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 相談ダイヤル：08512-2-9810	

Ⅱ　女性支援の流れ（R7.4.1現在）



Ⅲ　配偶者暴力防止法のしくみ【島根県版】



Ⅳ　業務の概要

１　相談業務

日常生活上の様々な女性の悩みについて広く相談に応じている。

配偶者等からの暴力に関する相談や、性暴力被害に関する相談に対応している。

相談の内容に応じて、電話及び面接により、問題解決のための助言及び必要な情報提供等を行う。また、支援を必要とする女性や配偶者暴力被害者に対しては的確で速やかな支援を行うため、必要に応じて、本人及び本人の家庭状況、福祉諸制度の適用状況を調査するとともに、必要がある場合に心理学的・医学的・職能的判定を行う。

（１）一般相談

女性相談窓口として、専用の相談ダイヤルを設置し、気軽に相談できる手段を確保して、日常生活上の困りごとや、夫婦・家族の問題、そして、暴力被害に関する相談などに幅広く対応している。

適切な解決方法を共に考え、必要に応じて他の専門機関などを紹介している。電話相談では解決しにくい複雑な問題や暴力被害に関する相談については、来所相談を促し対応している。

（２）配偶者等からの暴力に関する相談（ＤＶ相談）

暴力の状況について伺うとともに、ＤＶサイクルやＤＶによる影響の説明等によって、相談者がよりＤＶについての理解を深め、考えや方針を整理するための援助を行う。また、必要に応じて、法律や医療の専門相談につなげる。

さらに、ＤＶ被害者が各種制度の支援を受けられるよう、ＤＶ相談を受けたことの証明書の発行や、保護命令手続に関する支援を行う。なお、ＤＶについては男性被害者、同性パートナー間での暴力被害者からの相談にも対応している。

（３）性暴力被害に関する相談

「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」として性暴力被害者専用の相談ダイヤルを設置している。相談の内容や被害の状況に応じて、緊急の医療受診や警察相談、法律相談、カウンセリングにつなげるなどの支援のコーディネートや同行支援を行う。

（４）専門相談

①法律相談

弁護士による無料法律相談を月2回(原則、女性相談センターでは毎月第2金曜日、女性相談センター西部分室では毎月第3金曜日)開催している。

②精神科医相談

精神科医師による面接相談を月２回（女性相談センターでは原則毎月第４水曜日、女性相談センター西部分室では毎月第２木曜日）開催している。

２　一時保護業務

配偶者等からの暴力や帰住先がないなど、何らかの事情で安全な場所が必要な女性を一時的に保護し、関係機関との連携を図りながら問題解決に向けた助言や支援を行っている。

（１）配偶者暴力被害者緊急避難支援事業

配偶者暴力被害者等及び同伴児(者)の一時保護が何らかの事情で直ちに行えない場合等に、緊急的に避難する場所を民間宿泊施設において確保し、宿泊費等を助成している。

（２）暴力被害者等一時保護委託

暴力被害者等の状況に応じて、適切な社会福祉法人等外部団体に一時保護の委託を行っている。

３　自立支援業務

早期に生活基盤を整え、安全に地域生活が送れるように各種支援制度の情報提供や手続支援等を行う。また、支援制度を持つ各機関との連携によりスムーズな支援体制づくりをする。

（１）ステップハウスの活用

直ちに住宅を確保することが難しい被害者等に対して、一時的な居所を提供し、早期の自立を促す。

（２）配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付事務

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則（平成１９年島根県規則第１４号）第１条の規定に基づき、一時保護の方を対象として、自立支援金の貸付事務を行っている。

４　広報・啓発業務

女性支援事業や女性相談センター及び女性相談支援員の業務について、広く県民に周知し、理解をいただくと共に、困難を抱える多くの女性が相談につながるように、講演会の開催、各行政機関や民間団体が開催する研修会への講師派遣、リーフレットの作成・配布等の事業を行っている。

（１）「ドメスティック・バイオレンスに関する県民公開講座」の開催

「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として広く県民を対象とした講演会を開催している。

（２）研修会等への講師派遣

他の行政機関や民間団体が実施するＤＶや性暴力に関する研修会や講演会等に職員を講師として派遣している。また、教育機関においてデートＤＶに関する研修を行い、被害の予防に努めている。

（３）広報啓発用リーフレット等の作成

相談窓口を幅広くＰＲするため、リーフレット等により広報啓発している。

５　関係機関との連携

（１）「島根県困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議」の開催

困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力を受けた者への支援について、共通理解と認識を深めるために、県内７圏域ごとに市町村、市町村社会福祉協議会、市町村民生児童委員協議会、福祉事務所、保健所、病院、警察署、法務局、公共職業安定所などで構成される協議会を設置し、関係機関相互の連携強化を図っている。

（２）要保護児童対策地域協議会への参画

要対協への参画を推進し、児童虐待対応機関との連携を図っている。

（３）市町村関係部署等との連携

市町村担当部署、医療機関や民間団体等関係機関との連携・共同により支援の充実を図っている。

６　女性相談支援員等への研修の実施と参加

（１）新任研修及び専門研修（主催する研修）

①女性相談支援員・女性相談担当者着任者研修
②女性相談支援員・女性相談担当者実務者研修
③女性相談支援員・女性相談担当者専門研修
④ＤＶ被害者支援事例検討会
⑤性暴力被害者支援員専門研修〈外部委託により実施〉

（２）各種研究協議会等への女性相談支援員・女性相談担当者の派遣（研究・研鑽のための参加）

①全国女性相談支援員研究協議会
②中国・四国地区女性支援事業研究協議会　など

Ⅴ　相談の状況

1　相談件数の推移



年度別相談件数

年度		面接	電話等	計	年度		面接	電話等	計
昭和	52	890	515	1,405		14	598	1,244	1,842
	53	1,099	562	1,661		15	667	1,462	2,129
	54	1,101	567	1,668		16	581	1,486	2,067
	55	1,212	831	2,043		17	561	1,803	2,364
	56	1,354	952	2,306		18	1,127	2,462	3,589
	57	1,346	1,048	2,394		19	1,045	2,715	3,760
	58	1,256	1,089	2,345		20	1,228	2,715	3,943
	59	1,134	1,105	2,239		21	1,234	2,295	3,529
	60	1,077	1,160	2,237		22	984	2,618	3,602
	61	1,082	1,234	2,316		23	961	3,207	4,168
	62	879	1,243	2,122		24	1,073	3,098	4,171
	63	1,090	1,214	2,304		25	954	3,050	4,004
平成	1	989	1,315	2,304		26	930	2,704	3,634
	2	878	1,159	2,037		27	732	3,181	3,913
	3	916	1,168	2,084		28	654	3,148	3,802
	4	920	1,044	1,964		29	700	2,851	3,551
	5	658	1,341	1,999		30	650	2,880	3,530
	6	585	1,527	2,112	令和	1	633	3,098	3,731
	7	478	1,414	1,892		2	490	3,493	3,983
	8	609	1,548	2,157		3	586	3,644	4,230
	9	515	1,984	2,499		4	528	3,365	3,893
	10	716	2,020	2,736		5	562	3,482	4,044
	11	487	1,621	2,108		6	417	3,327	3,744
	12	544	1,383	1,927		7	532	3,332	3,864
	13	564	1,491	2,055					

注）相談件数は、婦人相談ダイヤルを開設した昭和52年からのデータを掲載している。

２　相談の状況

（１）主訴別相談件数

年度	区分		人間関係																		
			夫等					子ども			親族			交際相手			その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他
			夫等からの暴力	薬物中毒	酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	同性間の交際相手からの暴力	その他					
R5	件数計		611	0	1	285	820	9	0	231	31	5	386	17	0	61	74	22	2	6	342
	構成比(%)		(15.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(7.0%)	(20.3%)	(0.2%)	(0.0%)	(5.7%)	(0.8%)	(0.1%)	(9.5%)	(0.4%)	(0.0%)	(1.5%)	(1.8%)	(0.5%)	(0.0%)	(0.1%)	(8.5%)
	面接	件数	317	0	0	103	32	3	0	16	13	1	9	8	0	0	19	0	0	0	5
	電話	件数	294	0	1	182	788	6	0	215	18	4	377	9	0	61	55	22	2	6	337
R6	件数計		530	0	1	256	634	7	0	228	23	13	347	15	0	97	61	20	1	7	341
	構成比(%)		(14.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(6.8%)	(16.9%)	(0.2%)	(0.0%)	(6.1%)	(0.6%)	(0.3%)	(9.3%)	(0.4%)	(0.0%)	(2.6%)	(1.6%)	(0.5%)	(0.0%)	(0.2%)	(9.1%)
	面接	件数	230	0	0	86	14	4	0	2	14	2	9	4	0	1	20	4	0	3	6
	電話	件数	300	0	1	170	620	3	0	226	9	11	338	11	0	96	41	16	1	4	335
R7	件数計		443	1	0	303	331	13	0	273	52	24	216	17	0	95	118	31	3	21	664
	構成比(%)		(11.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(7.8%)	(8.6%)	(0.3%)	(0.0%)	(7.1%)	(1.3%)	(0.6%)	(5.6%)	(0.4%)	(0.0%)	(2.5%)	(3.1%)	(0.8%)	(0.1%)	(0.5%)	(17.2%)
	面接	件数	219	1	0	122	19	4	0	8	24	8	7	8	0	0	61	4	0	8	4
	電話	件数	224	0	0	181	312	9	0	265	28	16	209	9	0	95	57	27	3	13	660

○相談件数は面接相談と電話相談を合わせ３，８６４件、令和６年度の３，７４４件に比べて１２０件（３．２％）増加した。

○ 窓口別の件数では、女性相談センター（松江市）と女性相談センター西部分室（大田市）での相談件数が７０．５％、各児童相談所（相談室）での相談が２９．５％となった。

○ 年齢別では、６０歳～６４歳の相談が最も多く１，２０１件（３１．１％）、次に５０歳代６８６件（１７．８％）、４０歳代５３３件（１３．８％）となっている。

○ 相談内容は、日常生活上の困りごとから、いろいろな問題が複雑に絡んだものまで、広範多岐にわたっている。

・「主訴（相談内容で最も中心的な訴え）」別で最も多いものは、「精神的問題」９３１件（２４．１％）だった。次に多いのが、「人間関係その他」６６４件（１７．２％）、「夫等からの暴力」４４３件（１１．５％）となっている。

※「夫等」とは「夫、元夫、内縁の夫」を示している。また「その他」とは、夫のギャンブル・借金・女性問題・病気などの問題を意味している。

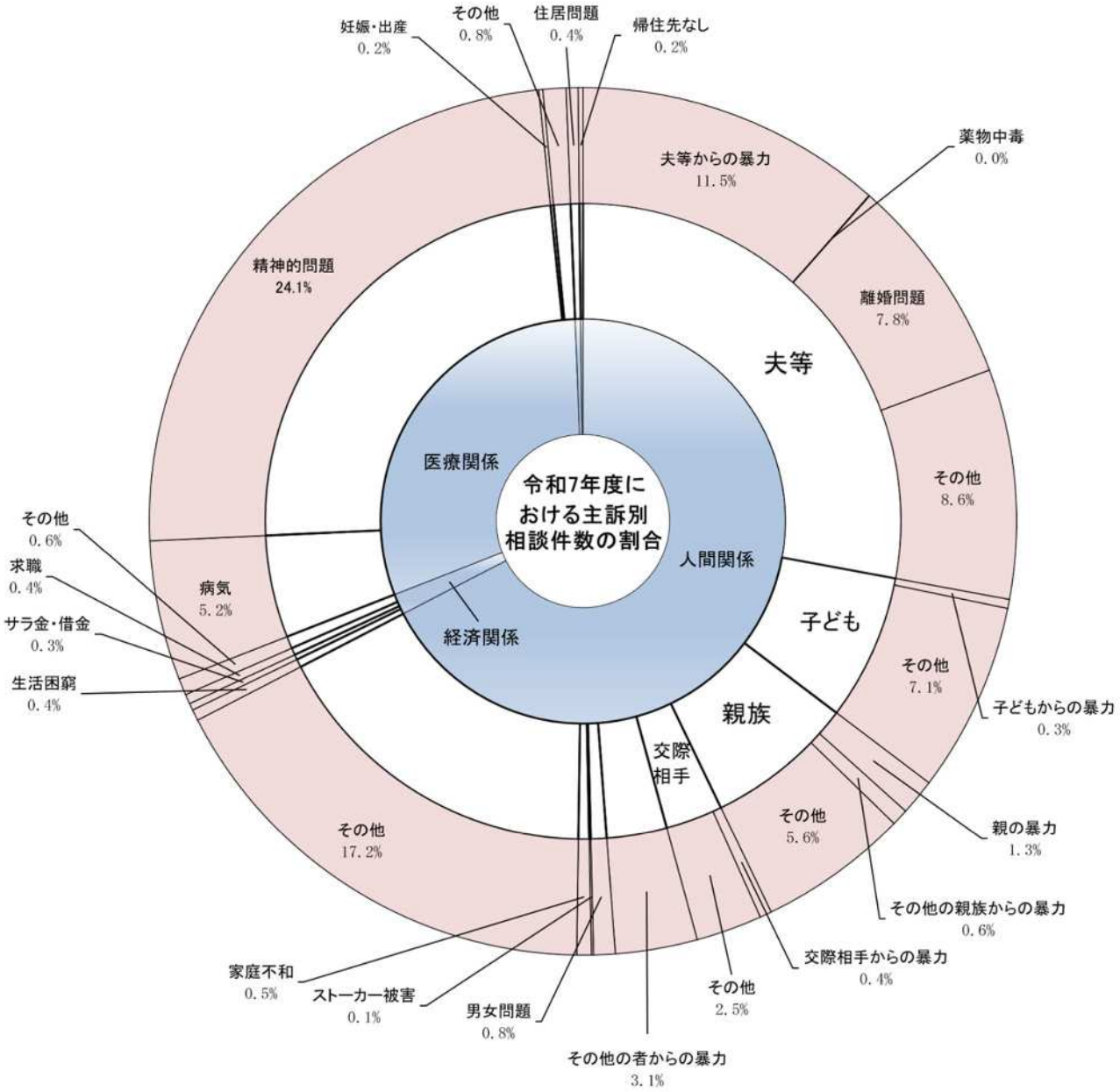
・夫婦間の問題（「夫等からの暴力」「酒乱」「離婚問題」「夫等その他」）が１，０７８件（２７．９％）となっている。

○夫等からの暴力に係る相談状況

・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」、平成２６年１月３日から改正ＤＶ法施行）が施行された平成１３年度以降増加し、平成１８年度の８５１件を最高に、近年は５００件前後で推移している。

・令和７年度は４４３件で、令和６年度の５３０件に比べて８７件（１６．４％）減少した。

経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係者	5条違反	人身取引	合計
生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他								
30	10	16	25	179	807	6	30	27	11	0	0	0	0	0	4,044
(0.7%)	(0.2%)	(0.4%)	(0.6%)	(4.4%)	(20.0%)	(0.1%)	(0.7%)	(0.7%)	(0.3%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(100%)
6	3	1	1	1	5	0	0	12	7	0	0	0	0	0	562
24	7	15	24	178	802	6	30	15	4	0	0	0	0	0	3,482
11	7	28	35	122	896	14	34	14	2	0	0	0	0	0	3,744
(0.3%)	(0.2%)	(0.7%)	(0.9%)	(3.3%)	(23.9%)	(0.4%)	(0.9%)	(0.4%)	(0.1%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(100%)
0	4	1	1	2	4	0	2	4	0	0	0	0	0	0	417
11	3	27	34	120	892	14	32	10	2	0	0	0	0	0	3,327
16	10	14	24	201	931	6	33	17	7	0	0	0	0	0	3,864
(0.4%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.6%)	(5.2%)	(24.1%)	(0.2%)	(0.8%)	(0.4%)	(0.2%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(100%)
5	5	0	2	0	10	2	0	5	6	0	0	0	0	0	532
11	5	14	22	201	921	4	33	12	1	0	0	0	0	0	3,332



（２）窓口別相談受付件数

区　分	女性相談センター	女性相談センター西部分室	出雲児童相談所	浜田児童相談所	益田児童相談所	中央児童相談所隠岐相談室	計
面 接	182	86	74	90	99	1	532
電話等	1,785	672	285	245	247	98	3,332
合 計	1,967	758	359	335	346	99	3,864

（３）年齢別相談件数

年度	区　分	18歳未満	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65歳以上	不明	計
R5	件　数	20	12	191	648	512	675	1,474	237	275	4,044
	構成比	(0.5%)	(0.3%)	(4.7%)	(16.0%)	(12.7%)	(16.7%)	(36.4%)	(5.9%)	(6.8%)	(100.0%)
R6	件　数	5	13	135	495	479	597	1,465	278	277	3,744
	構成比	(0.1%)	(0.3%)	(3.6%)	(13.2%)	(12.8%)	(15.9%)	(39.1%)	(7.4%)	(7.4%)	(100.0%)
R7	件　数	21	22	197	416	533	686	1,201	439	349	3,864
	構成比	(0.5%)	(0.6%)	(5.1%)	(10.8%)	(13.8%)	(17.8%)	(31.1%)	(11.3%)	(9.0%)	(100.0%)

（４）職業別相談件数

年度	区分	事務従事者	販売従事者	工員	風俗営業	サービス業	その他職業	専業主婦	学生	ホームレス	無職	不明	計
R5	件　数	132	93	159	0	108	705	559	21	1	1,904	362	4,044
	構成比	(3.3%)	(2.3%)	(3.9%)	(0.0%)	(2.7%)	(17.4%)	(13.8%)	(0.5%)	(0.0%)	(47.1%)	(9.0%)	(100.0%)
R6	件　数	66	77	91	12	65	880	411	34	0	1,835	273	3,744
	構成比	(1.8%)	(2.1%)	(2.4%)	(0.3%)	(1.7%)	(23.5%)	(11.0%)	(0.9%)	(0.0%)	(49.0%)	(7.3%)	(100.0%)
R7	件　数	205	147	51	12	142	982	418	44	0	1,620	243	3,864
	構成比	(5.3%)	(3.8%)	(1.3%)	(0.3%)	(3.7%)	(25.4%)	(10.8%)	(1.2%)	(0.0%)	(41.9%)	(6.3%)	(100.0%)

（５）経路別受付状況

年度	区分	本人自身	警察関係	法務関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働関係	民間シェルター	縁故関係知人	その他	計
R5	件　数	3,942	20	2	9	11	8	30	2	7	0	0	0	8	5	4,044
	構成比	(97.5%)	(0.5%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.7%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.1%)	(100.0%)
R6	件　数	3,679	8	1	6	11	10	9	1	2	2	0	0	10	5	3,744
	構成比	(98.3%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.1%)	(100.0%)
R7	件　数	3,743	14	2	14	15	4	39	0	7	1	1	0	11	13	3,864
	構成比	(96.9%)	(0.4%)	(0.0%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.1%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.3%)	(100.0%)

（６）相談処理状況

年度	区分	女性自立支援施設	就職・自営	結婚	帰宅	福祉事務所へ移送	女性相談支援センター・女性相談支援員へ移送	他府県の女性相談支援センター・女性相談支援員へ移送	他の福祉施設へ移送	助言指導	その他	計
R5	件数	1	0	0	0	0	2	0	0	4,031	10	4,044
	構成比	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(99.7%)	(0.2%)	(100.0%)
R6	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	3,742	2	3,744
	構成比	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(99.9%)	(0.1%)	(100.0%)
R7	件数	1	0	0	0	0	3	0	0	3,842	18	3,864
	構成比	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(99.4%)	(0.5%)	(100.0%)

（７）市町村別相談状況

市町村名	面接	電話等	計	市町村名	面接	電話等	計
松江市	101	509	610	美郷町	0	1	1
浜田市	75	737	812	邑南町	9	14	23
出雲市	104	315	419	津和野町	2	0	2
益田市	103	143	246	吉賀町	4	10	14
大田市	44	165	209	海士町	0	0	0
安来市	29	54	83	西ノ島町	0	0	0
江津市	20	31	51	知夫村	0	0	0
雲南市	10	222	232	隠岐の島町	7	22	29
奥出雲町	0	2	2	県外	23	734	757
飯南町	0	0	0	不明	0	371	371
川本町	1	2	3	合計	532	3,332	3,864

（８）法律相談の状況

年度	法律相談の主訴							
	離婚問題	戸籍の問題	夫婦・男女問題	金銭問題	財産問題	相続問題	その他	計
R5	22				1		1	24
R6	9		4	2				15
R7	11		2	4				17

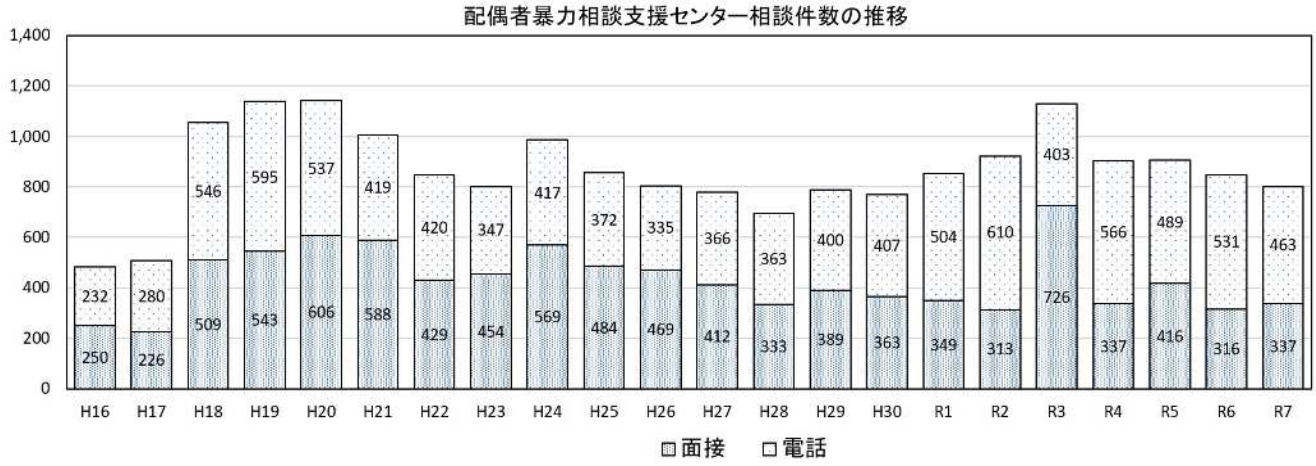
（９）心理面接の状況

年度	区分	通所面接	一時保護面接 （本人及び同伴児者）	計
R5	延べ件数	0	26	26
	実人員	0	6	6
R6	延べ件数	0	19	19
	実人員	0	7	7
R7	延べ件数	0	28	28
	実人員	0	21	21

3　配偶者暴力に係る相談状況（令和７年度、再掲）

○ 以下に掲げる相談状況は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第３条第３項第１号に基づき、各女性相談窓口が配偶者暴力相談支援センターとして実施した配偶者暴力被害者本人からの相談の件数等を示しており、「２ 相談の状況」に記載された相談のうち、「夫等からの暴力」を主訴とするものの他、配偶者からの暴力が関係する相談について集計している。

ＤＶ被害者で保護命令申立てに関し裁判所から当センターに書面提出を求められた件数は１１件で、令和６年度に比べ３件減少した。



（１）相談件数

①窓口別相談受付件数

区　　分		女性相談センター	女性相談センター西部分室	出雲児童相談所	浜田児童相談所	益田児童相談所	中央児童相談所隠岐相談室	計
面　接	女　性	84	35	58	71	87	0	335
	男　性	0	0	1	1	0	0	2
	合　計	84	35	59	72	87	0	337
電　話	女　性	150	53	47	98	98	0	446
	男　性	14	0	2	1	0	0	17
	合　計	164	53	49	99	98	0	463
合　計	女　性	234	88	105	169	185	0	781
	男　性	14	0	3	2	0	0	19
	合　計	248	88	108	171	185	0	800

②被害者の年齢別相談件数

区　　分		18歳未満	18歳～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳～64歳	65歳～74歳	75歳以上	不明	計
面　接	女　性	0	0	36	60	145	61	15	16	2	0	335
	男　性	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	合　計	0	0	36	61	146	61	15	16	2	0	337
電　話	女　性	0	1	35	54	192	86	30	10	5	33	446
	男　性	0	0	2	7	1	3	0	0	0	4	17
	合　計	0	1	37	61	193	89	30	10	5	37	463
合　計	女　性	0	1	71	114	337	147	45	26	7	33	781
	男　性	0	0	2	8	2	3	0	0	0	4	19
	合　計	0	1	73	122	339	150	45	26	7	37	800

③加害者との関係別相談件数

区分		配偶者			離婚済(未婚・死別含む)	生活の本拠を共にする(した)		計
		届出あり	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手	
面接	女性	252	8	1	70	4	0	335
	男性	1	0	0	0	1	0	2
	合計	253	8	1	70	5	0	337
電話	女性	365	5	0	71	5	0	446
	男性	12	0	0	3	1	1	17
	合計	377	5	0	74	6	1	463
合計	女性	617	13	1	141	9	0	781
	男性	13	0	0	3	2	1	19
	合計	630	13	1	144	11	1	800

（２）保護命令申立てに関し裁判所から書面提出を求められた件数

件数	内訳	
	女性	男性
11	11	0

（３）保護命令申立てに関し裁判所から更なる説明を求められた件数

件数	内訳	
	女性	男性
0	0	0

（４）配偶者暴力発見者からの通報を受けた件数

件数
0

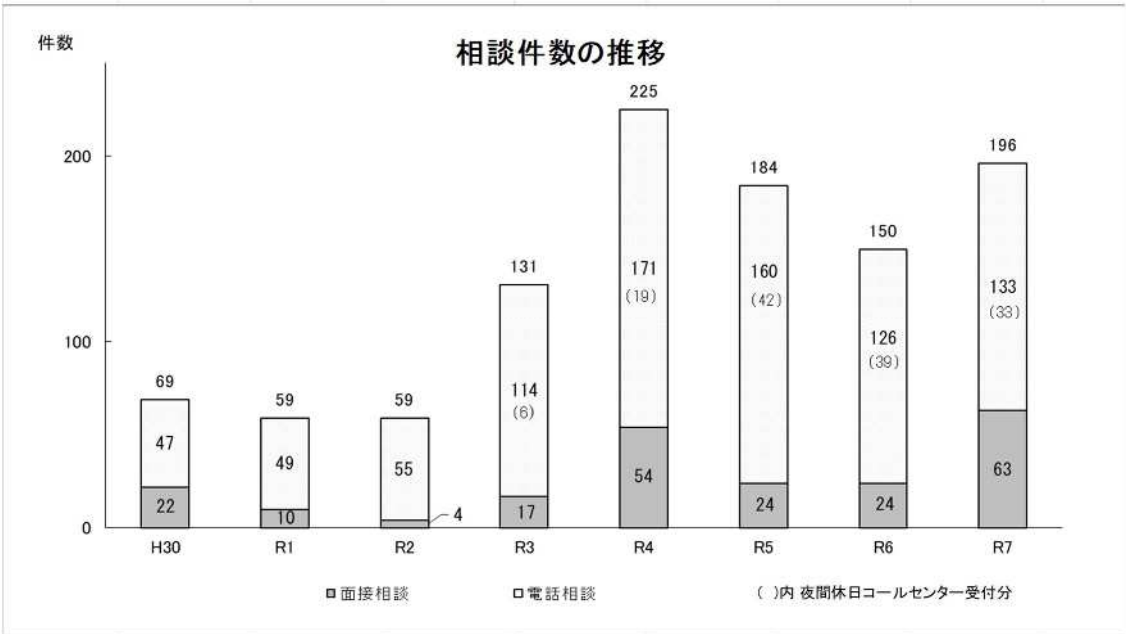
４ 性暴力被害者に対する支援状況

島根県では、平成２７年３月から性暴力被害者支援事業を実施し、性暴力被害者支援センターたんぽぽ（島根県女性相談センター内）により、島根県女性相談センターが中心となって相談支援業務を行っている。

○　相談の状況

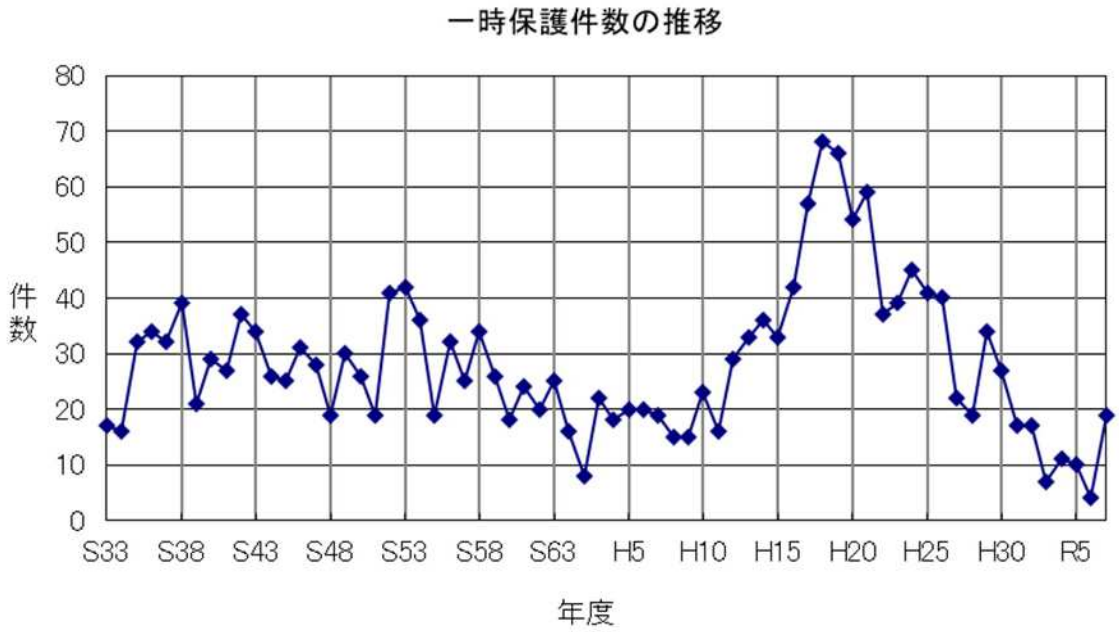
令和７年度の面接相談件数は同行支援も含めて６３件で、全て性暴力被害の相談だった。電話相談件数は１３３件で、うち性暴力被害の相談は８５件、その他の相談・問合せは４８件だった。

電話相談のうち、(　)内は令和３年１０月より国で設置された夜間休日コールセンター受付件数。



Ⅵ　一時保護業務の状況

1　一時保護件数の推移



年度別一時保護件数

年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
昭和33	17	昭和49	30	平成 2	8	平成18	68	令和4	11
34	16	50	26	3	22	19	66	令和5	10
35	32	51	19	4	18	20	54	令和6	4
36	34	52	41	5	20	21	59	令和7	19
37	32	53	42	6	20	22	37		
38	39	54	36	7	19	23	39		
39	21	55	19	8	15	24	45		
40	29	56	32	9	15	25	41		
41	27	57	25	10	23	26	40		
42	37	58	34	11	16	27	23		
43	34	59	26	12	29	28	19		
44	26	60	18	13	33	29	34		
45	25	61	24	14	36	30	27		
46	31	62	20	15	33	令和元	17		
47	28	63	25	16	42	令和2	17		
48	19	平成 元	16	17	57	令和3	7		

○ 夫等からの暴力被害者など１９名を一時保護し、令和６年度と比べて１５名増加した。

○「夫等からの暴力」による保護人数は１０名（５２．６％）で、令和６年度と比べて７名増加した。

○ 一時保護した年齢層は、２０歳代及び４０歳代が各５名（２６．３％）、３０歳代および６５歳以上が各３名（１５．８％）、１８歳～１９歳及び５０歳代、６０～６４歳が各１名（５．３％）となっている。

○ 同伴児（者）は、１６名で令和６年度と比べ９名増加した。なお、同伴児（者）全員が「夫等からの暴力」による保護者の同伴児（者）となっている。

○ 一時保護の平均日数は２８．６日で令和６年度に比べて１．３日増加した。

Ⅶ　啓発・連携・研修

１　出前講座・各種研修への講師派遣

（１）被害予防のための出前講座

	開催日	研修内容（研修名等）	企画・主催	開催場所
1	10月15日	デートＤＶ	島根県立吉賀高等学校	島根県立吉賀高等学校
2	11月5日	デートＤＶ	島根県立浜田商業高等学校	島根県立浜田商業高等学校
3	12月2日	デートＤＶ	大田市立大田西中学校	大田市立大田西中学校
4	12月18日	デートＤＶ	松江理容美容専門大学校	松江理容美容専門大学校
5	1月21日	心と体を大切にするために ～距離感について　相手がつきあっている人でも～	西ノ島町立西ノ島小学校	西ノ島町立西ノ島小学校
6	1月27日	デートＤＶ	大田市立第一中学校	大田市立第一中学校
7	2月10日	デートＤＶ	島根県立江津高等学校	島根県立江津高等学校
8	2月12日	デートＤＶ	島根県立邇摩高等学校	島根県立邇摩高等学校
9	2月13日	デートＤＶ	益田市立横田中学校	益田市立横田中学校
10	2月17日	デートＤＶ	大田市立志学中学校	大田市立志学中学校
11	2月24日	デートＤＶ	川本町立川本中学校	川本町立川本中学校
12	3月4日	デートＤＶ	益田市立中西中学校	益田市立中西中学校

（２）研修・支援員養成等のための講師派遣

	開催日	研修内容（研修名等）	企画・主催	開催場所
1	6月3日	女性相談センターと福祉事務所との連携について	島根県健康福祉部地域福祉課	県民会館
2	6月18日	女性相談センターの機能と一時保護の対応等について	島根県警察本部人身安全少年課	島根県警察学校
3	7月19日	ＤＶ被害者及び性暴力被害者への対応について	島根被害者サポートセンター	いきいきプラザ島根
4	7月28日	女性支援事業の概要と地方自治体の役割について	雲南市男女共同参画センター	雲南市役所
5	7月28日	困難な問題を抱える女性への支援について	大田市こども家庭支援課	大田市役所
6	8月19日	島根県のDV相談の傾向と医療機関における被害者への対応について	松江生協病院	松江生協病院
7	8月26日	性暴力被害者のためのﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ支援ｾﾝﾀｰの役割と警察との連携	島根県警察本部刑事部捜査第一課	島根県警察学校
8	9月30日	女性相談センターにおける被害者支援について	島根県警察本部広報県民課	島根県警察学校
9	10月2日	女性相談（ＤＶ）について	島根県中央児童相談所	オンライン（Zoom）
10	11月7日	性暴力・ＤＶを受けた女性の看護	島根県立大学看護栄養学部看護学科	島根県立大学出雲キャンパス
11	11月10日	DV被害者における他機関連携～島根県女性相談センターの支援の実際～	法テラス島根地方協議会	松江市社会福祉協議会
12	2月18日	女性相談からみたDV	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター

２　広報・啓発活動

（１）　「女性に対する暴力をなくす運動」街頭活動

内閣府が提唱する「女性に対する暴力をなくす運動」期間（１１月１２日～１１月２５日）に併せて、広報啓発活動を実施した。

開催日	地域	開催場所
11月14日	松江	JR松江駅
11月19日	安来	プラーナ安来店
11月26日	雲南	みしまや三刀屋店
11月18日	出雲	ゆめタウン出雲
11月14日	大田	大田市駅
11月20日	大田	イオン大田店
11月17日	邑南	道の駅 邑南の里
11月18日	浜田	ゆめタウン浜田
11月20日	江津	ゆめタウン江津
11月18日	益田	ゆめタウン益田
11月19日	津和野	まごころ市場にちはら
11月17日	隠岐の島	ショッピングプラザサンテラス
11月18日	西ノ島	別府港フェリー乗り場

（２）　講演会（ＤＶに関する県民公開講座）の開催

日時：令和７年１１月１２日（水）１３：３０～１５：３０
開催場所：島根県民会館大会議室（オンライン配信併用）
演題：「ＤＶ・性暴力と男尊女卑依存症社会」
講師：斉藤章佳さん（西川口榎本クリニック副院長）
事業委託先：（公財）しまね女性センター
参加者数：１５４名（７１名、配信１９団体８３名）

（３）　広報啓発用リーフレット等の配架

性暴力被害者支援センターたんぽぽのリーフレット「悩んでいるあなたへ」を、令和７年８月の１か月間は県内のイオン及び日本郵便に、９月の１か月間は県内のファミリーマートおよびに日本郵便に配架した。

３　関係機関との連携

（１）　困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議

対面とリモートの併用にて開催した。

開催日	会議名	開催場所
7月1日	松江圏域 困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議	松江合同庁舎
7月2日	雲南圏域 困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議	雲南合同庁舎
7月7日	浜田圏域 困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議	浜田合同庁舎
7月8日	益田圏域 困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議	益田合同庁舎
7月11日	大田圏域 困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議	あすてらす
7月16日	隠岐圏域 困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議	隠岐合同庁舎
7月31日	出雲圏域 困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議	出雲合同庁舎

（２）　要保護児童対策地域協議会への参画

松江市、浜田市、出雲市、大田市、安来市、飯南町、美郷町の各要保護児童対策地域協議会代表者会議に参画している。

また、安来市、美郷町の各要保護児童対策協議会実務者会議に参画している。

（３）　市町村との連絡会

松江圏域、出雲・雲南圏域、隠岐圏域において、女性相談情報共有会を開催し、また、各市町村との情報交換会を随時実施した。

大田圏域、浜田圏域、益田圏域においては、市町女性相談実務者連絡会を開催し、ＤＶ被害者支援等に係る情報提供や意見交換を行った。

4　女性相談支援員等の研修及び会議

（1）　女性相談支援員・女性相談担当者向けの研修の実施

期日	研修名	場所・開催方法
4月24日 ～4月25日	女性相談支援員・女性相談担当者着任者研修	出雲合同庁舎 （オンライン併用）
4月24日	女性相談支援員・女性相談担当者実務者研修（基礎）	出雲合同庁舎 （オンライン併用）
6月19日	DV被害者支援事例検討会（第1回）	あすてらす
9月26日	第1回性暴力被害者支援員専門研修	スティックビル （オンライン併用）
10月9日	女性相談支援員・女性相談担当者専門研修（前期）	島根県民会館 （オンライン併用）
11月12日	DVに関する県民公開講座	島根県民会館 （オンライン併用）
11月13日	女性相談支援員・女性相談担当者専門研修（後期）	松江合同庁舎
12月1日	第2回性暴力被害者支援員専門研修	スティックビル
2月5日	女性相談支援員・女性相談担当者実務者研修（応用）	オンライン（Zoom）
2月8日	DV被害者支援事例検討会（第2回）	オンライン（Zoom）

（2）　各種研究協議会・会議への参加

期日	研修名	主催者	開催地等
5月29日	性暴力救援センター全国連絡会メンタルヘルス支援部会	性暴力救援センター全国連絡会	リモート
6月11日	性暴力救援センター全国連絡会支援員部会	性暴力救援センター全国連絡会	リモート
7月3日 ～7月4日	全国女性自立支援施設長等研究協議会	全国女性自立支援施設等連絡協議会	広島県
7月19日 ～7月20日	性暴力救援センター全国連絡会全国研修会	性暴力救援センター全国連絡会	千葉県 （リモート併用）
7月30日	女性相談支援センター所長全国連絡会議総会	女性相談支援センター全国連絡会議	書面開催
10月2日 ～10月3日	全国女性相談支援員研究協議会	厚生労働省・大分県	大分県 （リモート併用）
10月8日 ～10月9日	中国・四国地区女性支援事業研究協議会・女性相談支援センター所長連絡会	島根県	島根県 （リモート併用）

島根県女性福祉協会

女性の福祉の向上を図ることを目的に、一時保護所退所者の自立を支援する事業などを行っている。

１　理事会の開催

（１）理事会

期日　令和７年６月１３日（金）　１０：３０～１１：２５
会場　島根県松江合同庁舎

２　広報啓発

（１）「あすてらすフェスティバル２０２５」県民自主企画イベントへの出展

＊ＤＶ等に関する啓発パネルの展示及びリーフレット等の配架
期間　令和７年６月７日（土）～６月２６日（土）
※フェスティバルは６月２１日（土）に開催
会場　島根県立男女共同参画センター あすてらす

（２）「大田市　人権を考える市民のつどい」での啓発

＊ＤＶ等に関する啓発パネルの展示及びリーフレット等の配架
期日　令和７年５月１５日（木）、８月１８日（月）
会場　大田市民会館

（３）「しまね人権フェスティバル２０２５」での啓発

＊ＤＶ等に関する啓発パネルの展示及びリーフレット等の配架
期日　令和７年１２月１４日（日）　１２：００～１６：００
会場　出雲市民会館

（４）「女性に対する暴力をなくす運動」期間での啓発

＊ＤＶ等に関する啓発パネルの展示及びリーフレット等を配架
期日　令和７年１１月１２日（水）～１１月２５日（火）
会場　島根県立男女共同参画センターあすてらす

（５）令和７年度　私にもできる SDGs エシカル・マルシェでの啓発

＊ＤＶ等に関する啓発パネルの展示及びリーフレット等の配架
主催　未来へつなぐいのち出雲市連盟（出雲結の会）
期日　令和７年８月３日（日）　１０：００～１６：００
会場　朱鷺会館

（６）啓発パネルの活用

＊関係団体へパネルを貸し出し、研修会場等にて展示
〇貸 出 先　大田市こども家庭支援課
使用目的　オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン及び子供若者育成月間、
女性に対する暴力をなくす運動月間に併せて啓発活動
使用期間　令和７年１１月１日～１１月２８日
使用場所　大田市中央図書館、大田市役所

○貸 出 先　益田児童相談所
使用目的　第１２回「いのち・愛・人権展」でのＤＶ防止の周知
使用期間　令和７年１２月３日～１２月１２日
使用場所　益田市総合福祉センター

３　一時保護所退所時等の自立支援活動

（１） 自立支援のための貸付金

内容　福祉諸制度の対象外で、真にやむを得ない緊急の自立支援の貸付を行う。
実績　令和７年度は、希望がなかったため貸付実績はなし。

（２）自立生活等支援のための生活用品等の給付

内　容　一時保護所入所者が自立するために必要な生活用品や行政機関への申請費用等を給付した。
実　績

内　　容	対象件数
生活用品等の給付	１０件
行政機関申請費用等	１５件
ホテル事業補助	０件

４　寄付金募集

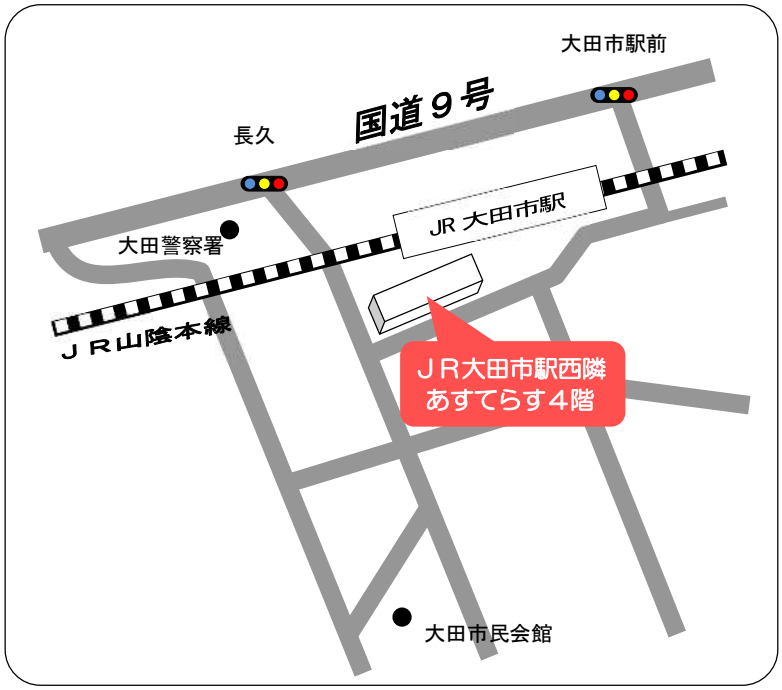
寄付金額　　１０，０００円

５　寄贈品について

寄贈者　イオンリテール（株）イオン菅田店
内　容　「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」による助成として、ギフトカードを受領

＊島根県女性相談センター案内図＊





島根県女性相談センター

〈配偶者暴力相談支援センター〉
〈性暴力被害者支援センターたんぽぽ〉

〒690-0883 松江市北田町４８－１
TEL：0852-25-8161　FAX：0852-25-8163
〈アクセス〉
北田町バス停（一畑・市営）より南東へ約３００m、徒歩４分
南田町バス停（一畑・市営）より北東へ約３００m、徒歩４分
母衣小学校前バス停（市営）より南西へ約４２０m、徒歩５分
学園南二丁目バス停（市営）より北西へ約４８０m、徒歩６分

相談専用電話	0852-25-8071
たんぽぽ相談専用電話	0852-25-3010

島根県女性相談センター西部分室

あすてらす女性相談室
〈配偶者暴力相談支援センター〉

〒694-0064 大田市大田町大田イ 236-4
島根県立男女共同参画センター「あすてらす」4 階
TEL：0854-84-5591
FAX：0854-84-5662

〈アクセス〉JR 大田市駅西隣すぐ

相談専用電話	0854-84-5661

https://www.pref.shimane.lg.jp/

島根県のホームページアドレスです。
島根県の行政情報、イベント情報を公開しています。
ぜひご覧ください。

令和7年度事業概要
（女性支援のあゆみ）

発行　島根県女性相談センター
令和８年１１月